

## 車庫配置図の例

車を買うときや名義変更するときの書類

- 印鑑証明書(軽自動車は住民票でOK)
- 登録委任状(軽自動車は別用紙)
- 車庫証明書(軽自動車は必要地域のみ)

以上をそろえて陸運局へ提出  
(代書屋さんへ代行依頼した方が簡単)

**車庫証明書の取得要領** そろえる書類関係

車庫申請書(4複写または3枚複写軽自動車)  
配置図、半径500m地図  
車庫使用承諾書または自認書

用紙は各地域の自家用組合や車屋さんなどから購入する

以上をそろえて管轄の警察署(自家用組合などが代行している場合がある)  
に提出する、提出後3日~1週間程度を要する。

車庫申請書(普通車)4枚複写(印鑑4か所申請者の欄に自書)  
軽自動車は3枚複写(印鑑3か所申請者の欄に自書)

- 車庫見取り図(半径500mくらい)  
グーグルマップコピー可

- 車庫配置図

**車庫が自分の土地の場合**

- 自認書

**車庫が自分の土地と誰かの共有の場合**

- 自認書
- 車庫保管場所使用承諾書

**車庫が借地の場合(家族所有も含む)**

- 車庫保管場所使用承諾書  
(不動産屋さんまたは所有者の印鑑)  
(印鑑証明は不要)

**同じところで買い替えの場合、前車の車体番号**

